

## 刈谷市行政評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 行政評価の客観性を確保するとともに、効果的かつ効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、刈谷市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政評価における外部評価を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 事務事業等の改善について、市長に意見を述べること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。